

国民と社会のための法情報提供の試み —韓国法令情報管理院の調査—

松浦好治¹⁾

金光石²⁾

第1章 「法＝専門家の法」というイメージ

法を学び始めるときに、法学生は、たいてい「社会あるところ法あり」という格言を聞かされる。法は、人々の生活と社会の運営にとって重要かつ不可欠の存在であり、法を学ぶ意義はそこにあるのだという趣旨である。

法が人々の社会生活と社会運営に関連して提供する情報は、もっぱら言葉（話し言葉あるいは書き言葉）を媒体にしてきた。例えば、法は、「後法は、前法を廃す」のような格言として話し言葉で表現されたり、「第1条 私権は、公共の福祉に適合しなければならない。」（現行日本民法第1条第1項）のように番号（条名）を付された条文として表現されたりしてきた。現代では、書き言葉を使って、多数の法令と膨大な数の条文を組み合わせ、複雑な内容を表現し、法情報を伝達する手法が広く採用されている。

さて、法学入門の中で用いられる区別の一つに、裁判規範と行為規範という区別がある。裁判規範は、裁判の中で法律専門家が参照するルール群であり、行為規範は、日常生活の中で人々が行動の指針として参照するルール群であると説明される。この区別は、法が人々のものである一方、専門家のためのものでもあるという両面性をもつことを明らかにしている。

しかし、法の対象領域が拡大し、その法が作り出す制度や規制が複雑高度化するに伴って、法で用いられる用語群はますます専門的になり、法文の構造も単純ではなくなった。そのため、一般の人々が単一の条文を単独

1) 名古屋大学大学院法学研究科特任教授

2) 名古屋大学大学院法学研究科研究生

で理解することはともかく、一定の制度理解を前提にして、複数の法文を有機的に組み合わせ、あるテーマに関する法を理解することは至難の業である。そのため、法は専門家の助けを借りてはじめて理解できるものというイメージ（法は、専門家のための裁判規範だというイメージ）が、社会に深く浸透している。

ところが、20世紀末以降、国内外で政府による社会運営や規制を減らして、人々の自由な判断に基づく活動を推奨する風潮が強まった。例えば、2002年の「司法制度改革審議会意見書—21世紀の日本を支える司法制度—」は、この変化を「統治者（お上）としての政府観から脱して、国民自らが統治に重い責任を負い、そうした国民に応える政府への転換である。」³⁾と特徴づけ、司法改革について「国民が、容易に自らの権利・利益を確保、実現できるよう、そして、事前規制の廃止・緩和等に伴って、弱い立場の人が不当な不利益を受けることのないよう、国民の間で起きる様々な紛争が公正かつ透明な法的ルールの下で適正かつ迅速に解決される仕組みが整備されなければならない。」⁴⁾と述べている。この流れの中で、国や地方自治体は、これまで果たしてきた人々に対する後見的役割から徐々に撤退し、国民による法の自覚的、積極的な利用を促そうとしているように見える。

しかし、「国民が、容易に自らの権利・利益を確保、実現できるよう」にするためには、人々が容易に法情報を入手し、自由に活用できる環境の整備が決定的に重要になる。たしかに、法情報自体は、インターネットに代表される情報通信網を通じて格段に容易に入手できるようになった。例えば、日本法令の情報は、総務省の「法令データ提供システム」⁵⁾、判例の情報は、最高裁判所の「裁判例情報」⁶⁾などを使って無料で入手することができる。外国の法令情報なども英訳を通して、無料でかなり知ることができる⁷⁾。その結果として、法は政府や裁判所の専門家だけでなく、人々

3) 司法制度改革審議会意見書（平成13年6月21日）9頁。http://www.veritas-law.jp/ronbun_doc/20091011154016_1.pdf 2016年9月28日アクセス。<http://japan.kantei.go.jp/judiciary/2001/0612report.html> 2016年9月28日アクセス。

4) 前掲注1、11-12頁。

5) <http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi> 参照。2016年12月20日アクセス。

6) http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/search1 2016年9月28日アクセス。

7) 例えば、アジア諸国の法令情報は、AsianLII経由で英訳を通して知ることができる。<http://www.asianlii.org/> 2016年9月28日アクセス。

や市民社会が参照して利用するものだという観点、つまり行為規範としての法という観点が再び重要になってきていることを再認識する必要がある。

しかし、「法令データ提供システム」や「裁判例情報」が利用できるからといって、人々が簡単に日本法の現在のルールを正確に知ることができるわけではない。人々が行為規範としての法情報を自由にしかも本格的に活用できるようにするには、それなりの社会的な仕組みが必要である。高度に複雑化した法情報の存在を前提にすると、人々が自分の権利義務をそれほどの困難なしに理解でき、権利の行使と義務の履行について法律専門家の支援を必要に応じて容易に得ることができる環境の整備がどうしても必要であろう。

韓国政府は、分かりやすい法情報を提供し、その情報を国民に利用してもらうことによって、民主的な国家運営と社会運営に役立てるという観点から、注目すべきさまざまな試みを行っている。国民の法情報への容易なアクセスという観点から、韓国政府が提供する法情報の中心は、紙情報ではなく、すでにデジタル情報に移っている。情報提供は、ウェブ上でしばしば「センター」と呼称される業務部門群からデジタル情報を使って行われ、利用者は、パソコンだけでなく、スマートフォンからも情報にアクセスできる環境が実現している。その推進母体は、韓国政府の法令起案と法令審査を担当する官庁である韓国法制処（Ministry of Government Legislation）とその意向で2011年に設立された韓国法令情報管理院（Law Information Service）である。

法制処と法令情報管理院が提供するサービスは、次のリストに示すように、9つあり、これらのサービスの全体と相互関係を見渡すことで、韓国政府の試みの全体的特徴を知ることができる。

法制処の所管サービス

1. ワンクリック、実用法（法令情報管理院への委託）
2. 国家法令情報センター（法令情報管理院への委託）
3. 世界法制情報センター（法令情報管理院への委託）
4. 国民参加立法システム
5. 政府立法支援センター
6. 法令解釈
7. 法制教育ポータル

法令情報管理院の所管サービス

8. 学校に関する法

9. 核に関する法

著者は、2016年1月に法令情報管理院を訪問し、関係者からの詳細な活動説明を含む聞き取り調査を行った⁸⁾。その後、著者は、共著者、金光石と共同して関係データベースの内容を検討して、その仕組みや記述のスタイル、文章の難易度について確認し、これらのデータベースの背景となる韓国社会についての理解を深めた。

本稿は、法令情報管理院の活動に注目し、その活動と法制処の活動とを関連付けて紹介することによって、国民に分かりやすい法情報を提供して、国民が法情報を積極的に活用できるようにしようとする韓国の試みの意義を考察するものである。まず、法令情報管理院の活動を法制処から受託業務を含めて、その提供するサービスの面から概観する。

第2章 法令情報管理院の活動

法令情報管理院の使命として強調されているのは、法情報の提供を通じた民主主義への貢献である。法令情報管理院のBAE Milan氏によれば、その使命は「法情報の体系的な収集と管理運営、正確な法情報の提供、立法政策に関する教育及び広報活動を通して、民主主義に基づく行政の実現」に貢献することである⁹⁾。そのためには、既存の法情報を利用者が利活用しやすいように「カスタマイズ」する必要があり、法令情報管理院は、研究職専門家がカスタマイズした法情報を各種のサービスを通して国民と社

8) 著者松浦は、2016年1月28日と29日の両日にわたって法令情報管理院を訪問した。この訪問調査には、台湾中正大学の施慧玲教授も参加された。HUH院長のご好意により、法令情報管理院の専門家から法令情報管理院の歴史、組織、各サービスの内容説明に関するプレゼンテーションを個別にいただき、それぞれ質疑応答の機会を与えていただいた。このような貴重な機会を与えてくださったことについて、HUH院長、世界法情報センター担当のHAN Eun Jooリーダー、ワンクリック実用法担当のLEE Heejeoung 上級研究員には厚く御礼申し上げます。

9) Bae Milan, "Sharing of Legal Information between the Government of the Republic of Korea and People –Activities undertaken by the Legal Information Service-" in From Legal Assistance to Legal Cooperation – Exploring the New Horizon- (Conference Proceedings, December 8-9, 2012, Nagoya University, Japan) 103 at 108.

会に提供する試みを進めている。

法令情報管理院の主要な使命は、(1) 法情報の体系的収集と管理を行い、法情報を一般国民に適切な形で迅速に提供すること、(2) 国家法に関する情報を包括的に管理運営すること（韓国現行法に関する情報提供）、(3) 公務員以外¹⁰⁾の国民や団体を対象にして法に関する政府の政策について啓蒙活動を行うこと、(4) 法に関する教育を推進することとされ、4つのサービスとして具体化されている¹¹⁾。そこで、この4つのサービスを概観してみたい。

(1) 国民と外国人のための "Oneclick, Practical Law(찾기 쉬운 생활법령정보)" サービス

国民と社会のための法情報提供という本稿の観点からは、法令情報管理院が管理する「法情報を一般国民に適切な形で迅速に提供する」という使命を実現するというサービスが最も重要であるので、その説明から始める。法令情報管理院は、法制処からの受託事業として "Oneclick, Practical Law" と呼ばれる無料サービスをウェブ経由で公開している。このサービスには、「ビジネスと人々の便宜のための分かりやすい法情報サービス」("easy legal information service, toward conveniences for business and the people") という副題がついている。このサービスが対象とするのは、現行韓国法令のすべてであるおよそ 4,500 本の法令と下位法令である¹²⁾。このサービスの韓国語のホームページは、次の図 1 の通りである。

10) 公務員に対する法教育は、法制処が担当している。

11) Bae 前掲注 9 at 109.

12) 2016 年 9 月現在で、1384 の法律と 3222 の下位法令が対象となっている。



図1 Oneclick, Practical Law ホームページ (主要見出しを邦訳追加)¹³⁾

このホームページの末尾には、関連する法情報を必要とする利用者のために、他の情報のリンク先情報が提供されている。リンク先として提供されているのは、韓国の法令情報、国民参加立法システム、政府立法支援、法令解釈、法制教育ポータル、世界の法制情報などであり、そこから国民に法情報を関連付けて提供しようという法制処と法令情報管理院の構想を窺うことができる。

“Oneclick, Practical Law”は、その提供する法情報を利用者が自分の生活の必要に応じてカスタマイズして利用できる機能（上記図1の「カスタマイズ生活法令」）、人々の関心を集めている法情報を表示する機能（「人気生活法令」）、人間のライフサイクルに合わせて関連法情報を提供する機能（ライフサイクルを5つの時期に分けた「生涯周期別生活法令」）、韓国で生活する外国人に法情報を提供する機能（「多言語生活法令」）という4つの機能を持っている。

13) <http://oneclick.law.go.kr/CSP/Main.laf> 2016年9月28日アクセス。

使用言語でみると、「Oneclick, Practical Law」は、韓国語と10の外国語で展開されており、韓国語による情報提供が当然ながら格段に多い。韓国語情報では、国民の関心事を18の領域に分け、各領域を象徴する18のマークが画面に表示される。この18の領域の下に、さらに総計260のテーマについて、一般市民向けの法情報の提供が行われている。18の領域は、「家族法」、「子供、青少年/教育」、「不動産/賃貸借」、「金融/金銭取引」、「事業運営」、「起業」、「国際取引/入国管理」、「消費者の権利」、「文化/レジャー」、「民事、刑事/訴訟」、「交通/運転」、「就労/労働」、「社会福祉」、「国防/報勲」、「情報通信/技術」、「環境/エネルギー」、「治安/犯罪」、「国及び地方自治団体」である。

情報提供は、一定のフォーマットに従って行われている。例えば、「家族法」マークを選ぶと、次の図2のように人々が強い関心をもつ11のテーマがイラストと簡単な説明との組み合わせで表示される¹⁴⁾。情報の検索は、テーマのマークをクリックして使う方法のほか、テーマの冒頭の言葉のハングル音順での検索、データベース上に自分で収集した情報を使う方法、利用者が検索した数の多い情報のリストによる方法、幼児から高齢者までのライフサイクルによる分類を使う方法が用意されている¹⁵⁾。



図2 「家族法」で取り上げられているテーマ一覧（主要見出しを邦訳追加）¹⁶⁾

14) 見出しの邦訳は、共著者、金光石による。
 15) ハングルの発音による検索については、次のURLを参照。http://oneclick.law.go.kr/CSP/CsmSortRetrieveLst.laf?sortType=gnd 2016年9月28日アクセス。
 16) http://oneclick.law.go.kr/CSP/CsmSortRetrieveLst.laf?sortType=cate&csmAstSeq=1

上記画面のイラストやテキスト部分をクリックすると、重要な概念についての解説が表示される。例えば、「後見人制度」を選ぶと、後見に関する主要な概念である「後見人制度」、「未成年後見」、「成年後見」の3つが表示され、それぞれの概念についての法的な説明、解説がかなり詳しく提供される。例えば、後見人制度については、次のような構造で情報を参照できる項目リストがページの左側に用意されている。

- ・ 後見人制度
 - 後見人制度の概念
 - 後見の意義と種類
- ・ 未成年後見
 - 後見の開始
 - 後見事務と監督
 - 後見の終了
- ・ 成年後見
 - 成年後見の意義
 - 成年後見
 - 限定後見
 - 特定後見
 - 任意後見

それぞれの項目の説明は、できるだけ法律文調を避け、一般人でも分かりやすい説明をしようという方針がとられている。さらに、同じページで、表を使って後見人制度の種類と内容の説明、未成年後見人制度と成年後見人制度との比較対照が行われている。

以上の説明が終わると、次の図3のようにこの説明に関する利用者の評価コメントを書き込む欄と評価の程度を示す星印マークがつけられている。

내용과 무관한 글, 광고성 글, 상호 비방, 법적 책임을 동반할 수 있는 글은 참여자등의 보호를 위하여 임의 삭제됩니다.

- * 이 정보는 2017년 02월 15일 기준으로 작성된 것입니다.
- * 생활법령정보는 국민이 실생활에 필요한 법령을 쉽게 찾아보고 이해할 수 있도록 제공하고 있습니다.
- * 따라서 생활법령정보는 법적 효력을 갖는 유권해석(결정, 판단)의 근거가 되지 않고, 각종 신고, 불복 청구 등의 증거자료로서의 효력은 없습니다.
- * 구체적인 법령에 대한 질의는 담당기관이나 국민 신문고에 문의하시기 바랍니다.

● 설문조사

1. 우권제도의 기념 법령정보 서비스에 만족하십니까?

★★★★★
 ★★★★★
 ★★★★★
 ★★★★★
 ★★★★★

2. 우권제도의 기념 법령정보 서비스를 신뢰하십니까?

★★★★★
 ★★★★★
 ★★★★★
 ★★★★★
 ★★★★★

3. 서비스 이용 편의성에 만족하십니까?

★★★★★
 ★★★★★
 ★★★★★
 ★★★★★
 ★★★★★

图3 说明に対するコメント書込欄と評価フィードバック機能¹⁷⁾

このページの末尾にも、さらに法情報を必要とする利用者のために、他の情報のリンク先情報が提供されている。

“Oneclick, Practical Law”は、韓国語によるほか、10の外国語（アラビア語、ウズベク語、モンゴル語、タイ語、英語、中国語、日本語、ベンガル語、ベトナム語、インドネシア語）で法情報を提供している。外国語の入り口ページは、次の图4デザインになっている。

17) <http://oneclick.law.go.kr/CSP/CnpClsMain.laf?popMenu=ov&csmSeq=694&ccfNo=1&cciNo=1&cnpClsNo=1> 2016年9月28日アクセス。



図4 “Oneclick, Practical Law”の多言語ホームページ(英語のインターフェース)¹⁸⁾

例えば、日本語のページを見ると¹⁹⁾、5つの領域について情報提供があり、全部で8つのテーマ(「外国人留学生」、「輸出入検疫」、「ビザ・パスポート・国籍」、「出入国検疫」、「免税店の利用」、「自動車運転免許」、「結婚移住者」、「多文化家族」)に関する韓国法の概要が日本語で説明されている²⁰⁾。

情報提供には、韓国語による情報提供の場合と同じフォーマットが採用されている。概要の説明のほか、“Key Contents”の見出しで、中心となる概念(例えば、「輸出入検疫」)について、根拠法令の条文を含めて日本語による詳細な説明が提供されている。その文体も法令文の文体を避けて「です、ます」調で統一されている²¹⁾。

提供情報の有益さについて、評価の星数の選択による利用者の評価を受ける機能(“Satisfaction Survey”)も付加されている。情報提供側は、この評価を参考にして、法情報の内容と提供の仕方を継続的に改善する体制をとっている。根拠条文を参照したい利用者のために、韓国法令の英訳デー

18) <http://oneclick.law.go.kr/CSM/Main.laf> 2016年9月28日アクセス。

19) <http://oneclick.law.go.kr/CSM/SubMainCmd.laf> 2016年9月28日アクセス。

20) 英語のページでは、日本語のページよりも多い11領域に関する情報提供があり、日本語のページにはないオンラインショッピングなど多くのテーマについて、情報の提供が行われている。

21) <http://oneclick.law.go.kr/CSM/SubCnplsCmd.laf?csmSeq=888&ccfNo=1&cciNo=1&cnpClsNo=1> 2016年9月28日アクセス。

データベースへのリンクが同じページに提供されている。

もう一つの特徴は、データベースの利用者が自分に必要な法令情報を集めて保存できる仕組み「カスタマイズ法令情報」（韓国語ページのみ）を提供していることである。利用者は、下の図5で、最初の列のマークから自分の属するライフステージ（幼年期、少年期、青年期、壮年期、更年期、高年期）を選び、性別を選び、婚姻の有無、子供の有無、職業、境遇（低収入、多文化家族、一人親家族、障害者、該当なし）を組み合わせて、検索すると、利用者に関係する生活法令情報が提供される仕組みになっている。

この仕組みをうまく利用すると、個人だけでなく、一定の関心を共有するグループが自分たちに関係する法令を集め、最新の法令情報を共有することができる。ここにも一般国民のための法情報提供という視点を見て取ることができる。

図5 カスタマイズ法令情報のページ²²⁾

22) <http://oneclick.law.go.kr/CSP/CsmSortRetrieveLst.laf?sortType=cst> 2016年9月28日アクセス。

人々は、自分の生活に関係する法情報を“Oneclick, Practical Law”で入手して、かなりの量の法情報を手にすることができる。それで十分でない場合には、従来通り、法令集や判例集などの情報を無料のウェブ経由で入手できる環境が韓国ではすでに整っている。法令情報は、法制処の下で法令情報管理院の運営するデータベースが提供しているので、その紹介を次に行うことにしたい。

(2) 国家法に関する情報を包括的に管理運営して提供するサービス

法令情報管理院が法制処から委託を受けて管理している“国家法令情報センター (National Law Information Center)”は、デジタル官報で提供される韓国語の法令情報に基づいて、網羅的に法令情報を収集・管理して国民に提供している。

このサービスについて注目すべき点は、4つある。第一は、官報に基づいて情報が毎日更新される点である。国民がこのサービスを利用すると、最新の韓国法の情報を無料で入手できるという点は、日本を含め、多くの国の法情報提供公共サービスの参考となる。

법제처는 우리나라 모든 법령 및 자치법규를 제공합니다.

★ 이제 법령과 자치법규를 한번에 검색하실 수 있습니다.

법령/자치법규 ▼ | 검색어를 입력하세요. [?] [Q]

1949년 이전 공표법령 중 원하시는 법령을 찾지 못하신 경우
관보나 국가기록원에서 검색해보세요

권보 [v] [검색]

| 기관별 | 분야별 | 최신 법령정보 | 법령 | 행정규칙 | 판례 | 자치법규 | 자치법규 위임 법령 | 규제 관련 법령 | |
|---------|-------|---------------------------|----|------|----|----------|------------|------------------|------------|
| 중안부처 | 자치단체 | 국유재산법 시행령 | | | | 대통령령 | 2017.3.2. | 경관법 시행령 | 2017.2.28. |
| 고용노동부 | 서울특별시 | 전기사업법 시행령 | | | | 대통령령 | 2017.3.2. | 성안안전관리법 시행령 | 2017.2.28. |
| 교육부 | 부산광역시 | 간척지의 농어업적 이용 및 관리에 관한 ... | | | | 대통령령 | 2017.2.28. | 여객자동차 운수사업법 시... | 2017.2.28. |
| 국방부 | 대구광역시 | 경관법 시행령 | | | | 대통령령 | 2017.2.28. | 교과용도서예 관한 규정 | 2017.2.22. |
| 국토교통부 | 인천광역시 | 경찰청과 그 소속기관 직제 | | | | 대통령령 | 2017.2.28. | 혼란법 시행령 | 2017.2.13. |
| 기획재정부 | 광주광역시 | 경찰청과 그 소속기관 직제 시행규칙 | | | | 행정자치부... | 2017.2.28. | 건축법 | 2017.2.8. |
| 농림축산식품부 | 대전광역시 | 고용노동부와 그 소속기관 직제 | | | | 대통령령 | 2017.2.28. | 도시 및 주거환경정비법 | 2017.2.8. |

図6 国家法令情報センター (韓国語ホームページ)²³⁾

23) <http://www.law.go.kr/main.html> 2017年1月31日アクセス。

注目すべき第2の点は、国家法令情報センターが関連する韓国の判例情報、自治体関連法規、条約などの法情報を入手するための入口機能（ポータルサイト）をもっていることである。センターの業務自体は、国家レベルの法情報について、最新の公布法令情報、現行法令全体の情報、過去の法令、1948年以前の法令、国際条約を対象としている。しかし、センターは、さらに、行政庁の定めた規則、地方自治体の例規、判例や法解釈情報、関連する表や書書類も各種のデータベースを連動させる形で提供している。

このセンターの英文ホームページ（次の図7を参照）の冒頭には、このセンターは「韓国を代表する法情報ウェブサイトであり、すべての法情報を検索することができる」（下線は、著者の追加）というミッションの宣言が英語で掲げられている²⁴。法令について、英文ページの提供する情報と韓国語ページの提供する情報の内容と質はほぼ同等であるという点も大きな特徴である。

そこで、その機能を英文のホームページから概観してみよう。次の図8の左側には、法令を所管する官庁のリストである“MINISTRY”のタブと法令のカバーする法領域のリストである“FIELD”のタブが用意されている。法領域は、44に区分され、「憲法」、「国会」、「選挙と政党」、「行政一般」、「公務員」、「裁判所」、「司法事務」、「民事」、「犯罪と刑事手続」、「地方自治」などのタイトルが付けられている。この44の法領域は、さらに下位分類され、例えば、「選挙と政党」の法領域については、「選挙管理委員会 (Election Administration Commission)」、「選挙、レファレンダム」、「政党、政治資金」という項目が設けられている。

最近の立法については、制定された法令のリストと利用者による参照頻度の情報が提供されている。例えば、2016年10月4日のアクセス時には、もっとも多く参照されていたのは、次の図8に示すように、「家庭内暴力の防止と被害者の保護等に関する法律」(2014年11月19日施行)であった。

24) 英文は、次のとおりである。“The National Law Information Center is the Korean representative legal information web site where all the law information can be searched.” (underline added)

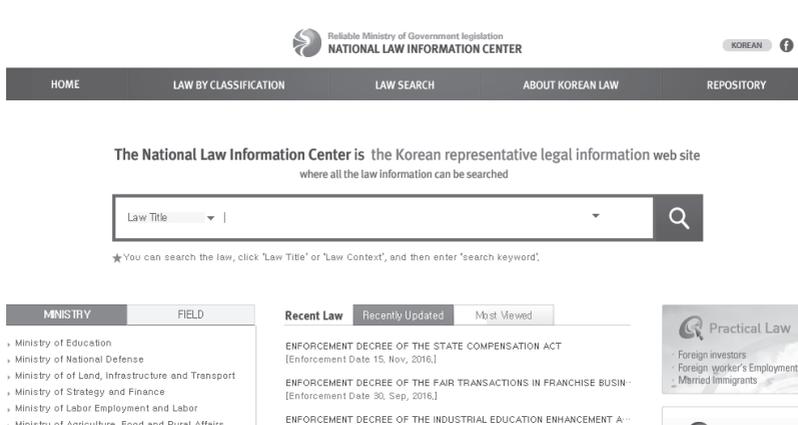


図7 国家法令情報センター（英文ホームページ）²⁵⁾

ホームページから法令検索のページ（Law Search）に移ると、求める法情報をいくつかのプルダウンメニューを使って探すことができる。”Alphabetical Order”というプルダウンメニューの中には、8つの選択肢（法令の英訳名称のアルファベット、所管官庁、法領域、法のタイプ、公布日、施行日、公布番号、改正法）が用意されている。その一つ（例えば、Gov. Body 所管官庁）を選び、“click”ボタンを押して確定する。次に所管官庁のプルダウンメニューから一つ（例えば、日本の総務省に相当する官庁の「行政自治部（Ministry of the Interior）」を選び、“click”ボタンを押して確定する。すると、次の図8に示すように、行政自治部関係の法令名称、公布日、立法のタイプ、法令番号、施行日、改正の種類（新規立法・全面改正、一部改正・関連改正など）、当該立法を担当する行政自治部内の部門などの情報を得ることができる。表示された法令のリストの法令名称をクリックすると、当該法令の全文を英語で参照することができる（ただし、英訳は、必ずしも現行法の英訳とは限らない）。韓国語法令原文へのリンクも提供されている。

25) <http://www.law.go.kr/eng/engMain.do> 2016年9月28日アクセス。

| NO | Law Title | Prom. Date | Type | Prom. Num | Enf. Date | Revision | Gov. Body |
|----|---|-------------|---------------------|-----------|-------------|------------------------|--|
| 1 | ENFORCEMENT DECREE OF THE SPECIAL ACT ON THE ESTABLISHMENT OF JEJU SPECIAL SELF-GOVERNING PROVINCE AND THE DEVELOPMENT OF FREE INTERNATIONAL CITY | 2006.6.29. | Presidential Decree | No.19563 | 2006.7.1. | New Enactment | Infrastructure and Transport/Ministry of Land,Ministry of the Interior |
| 2 | ENFORCEMENT DECREE OF THE SPECIAL ACT ON THE ESTABLISHMENT OF JEJU SPECIAL SELF-GOVERNING PROVINCE AND THE DEVELOPMENT OF FREE INTERNATIONAL CITY | 2008.2.29. | Presidential Decree | No.20724 | 2008.2.29. | Amendment by Other Act | Infrastructure and Transport/Ministry of Land,Ministry of the Interior |
| 3 | ENFORCEMENT DECREE OF THE SPECIAL ACT ON THE ESTABLISHMENT OF JEJU SPECIAL SELF-GOVERNING PROVINCE AND THE DEVELOPMENT OF FREE INTERNATIONAL CITY | 2008.12.31. | Presidential Decree | No.21214 | 2008.12.31. | Amendment by Other Act | Infrastructure and Transport/Ministry of Land,Ministry of the Interior |
| | ENFORCEMENT DECREE OF THE SPECIAL ACT ON THE | | | | | | Infrastructure and |

図8 法令検索ページの検索結果²⁶⁾

英文ホームページには、“ABOUT KOREAN LAW”という項目があり、韓国法令の構造と種類に関する簡潔な説明と図解が提供されている²⁷⁾。そこでは、韓国法令が(1)憲法、(2)法律、大統領の緊急命令、大統領の緊急財政経済処分、(3)大統領令、国会規則、大法院規則、憲法裁判所規則、国家選挙管理委員会規則、(4)国務総理令、部令(日本の省令に相当)、(5)行政規則(訓令、規則、告示、公告、指針)、自治体の条例・規則の5つのタイプに分類されること、およびその階層構造が解説されている。

注目すべき第3点は、その情報提供が“Oneclick, Practical Law”の場合と同様に、一方通行ではなく、国民からのフィードバックを受ける仕組みを組み込んでいることである。例えば、2016年10月4日現在で、もっとも多く参照されている「家庭内暴力の防止と被害者の保護等に関する法律」(2014年11月19日施行)の英訳²⁸⁾の法令名を英語で検索して表示させると、改正履歴情報などとともに、関連法令の英訳された法令名の近くに当該法令担当部門の電話番号の記載(次の図9の矢印)があり、すぐに担当部門に連絡できる工夫がされている。法情報管理院における聞き取りでは、法令に対する質問や批判を含めた活発な国民の反応があるということであった。

26) <http://www.law.go.kr/eng/engLsSc.do?menuId=2&query=> 2017年1月31日アクセス。

27) <http://www.law.go.kr/eng/engAbout.do?menuId=3> 2017年1月31日アクセス。

28) Act on the Prevention of Domestic Violence and Protection, Etc. of Victims. <http://www.law.go.kr/eng/engLsSc.do?menuId=1&query=prevention+of+domestic+violence&x=0&y=0#liBgcolor0> 2016年4月30日アクセス。

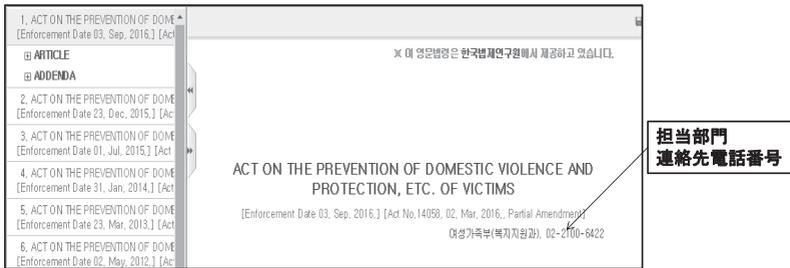


図9 国家法令情報センター、担当部門連絡先電話番号²⁹⁾

注目すべき第4点は、上位法規と下位法規の関係を表で提示する機能である。この機能は、韓国語ページだけで提供されている。利用者が特定の法令を選び、この機能を使うと、上位のルールの下で、どのような下位ルールが次のレベルで定められ、さらに次の下位レベルでどうルールが具体化されているのかというように、上位ルールの具体化プロセスが4段階の表で示される。下位ルールの内容情報もリンクで提供されている。法の実施に当たっては、上位法が実際の執行現場でどのようなルールに具体的されているのかという情報は法の執行者だけでなく、国民にとっても極めて重要である。国民が法令情報を利用する場合には、この表は、上位法の理念がきちんと下位のルールで実現されているかという検証を含めて、法令の実態に迫るための情報として機能する。次の図10は、「119番救助および救急医療サービスに関する法」の法文と各条項に関連する下位法令の表である。左の列から、順に、法律、施行令、施行規則、委任行政規則の情報が提供されている。右端の委任行政規則を選ぶと、規則全体の情報が提示される。

29) <http://www.law.go.kr/eng/engLsSc.do?menuId=1&query=act+on+on+the+prevention+of+domestic+violence&x=0&y=0#liBgcolor0> 2017年1月31日アクセス。かつて法制処に勤務された HONG Seung-Jin 弁護士によると、担当者の電話番号と電子メールを公表することによって数千を越える大量のコンタクトが発生することがある。しかし、その場合、意見はほぼ同内容で発信者が異なるだけであるということが少なくなく、同一の回答で対応するなどの措置が取られる。対応方法は、法令の所管官庁ごとに決定される。

| 119구조·구급에 관한 법률 | | 119구조·구급에 관한 법률 시행령 | | 119구조·구급에 관한 법률 시행규칙 | |
|---|---|---|---------------------|------------------------------|--|
| [법률 제1981호, 2016.1.27, 일부개정] | | [대통령령 제2781호, 2017.1.26, 일부개정] | | [총리령 제198호, 2017.2.10, 일부개정] | |
| <p>제9조(국제구조대의 편성과 운영) ① 국민안전처장은 국외에서 발생하는 중대 재난·현황에 대한 대응을 위하여 국제구조대를 편성할 수 있다. <개정 2014.11.19></p> <p>② 국민안전처장은 외교부장관과 협의를 거쳐 제1항에 따른 국제구조대를 재난발생국에 파견할 수 있다. <개정 2013.3.23, 2014.11.19></p> <p>③ 국민안전처장은 제1항에 따른 국제구조대를 국민에 파견할 것에 대비하여 구조대원에 대한 교육훈련 등을 실시할 수 있다. <개정 2014.11.19></p> <p>④ 국민안전처장은 제1항에 따른 국제구조대의 국외파견을 협조하기 위하여 국제연합을 통한 국제기구와의 협력체계 구축, 해외개입정보의 수집 및 기술연구 등을 위한 시책을 추진할 수 있다. <개정 2014.11.19></p> <p>⑤ 국민안전처장은 제2항에 따라 국제구조대를</p> | <p>제7조(국제구조대의 편성과 운영) ① 국민안전처장은 법 제9조제1항에 따라 국제구조대를 편성·운영하는 경우 인명 피해 및 구조, 응급의료, 안전불가, 시설관리, 응급안전 등의 임무를 수행할 수 있도록 구성하여야 한다. <개정 2014.11.19></p> <p>② 국민안전처장은 구조대의 효율적 운영을 위하여 필요한 경우 국제구조대를 제5조제1항제3호에 따라 국민안전처에 설치하는 특별구조대에 할 수 있다. <개정 2014.11.19></p> <p>③ 국제구조대의 파견 규모 및 기간은 재난상황과 파견지역의 피해 등을 종합적으로 고려하여 외교부장관과 협의하여 국민안전처장이 정한다. <개정 2013.3.23, 2014.11.19></p> <p>④ 제1항부터 제3항까지에서 규정한 사항 외에 국제구조대의 편성·운영에 필요한 사항은 국민안전처장이 정한다. <개정 2014.11.19></p> | <p>제6조(국제구조대에서 근무해야 할 장비의 기준) ① 법 제9조제7항에 따라 국제구조대는 다음 각 호의 장비를 갖추어야 한다.</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 구조 및 인양 등에 필요한 일반구조용 장비 2. 사무통신 및 자위 등에 필요한 자위본부용 장비 3. 해충지 방지 등에 필요한 방충용 장비 4. 위험한 또는 생물학위생에 대한 위험한 대응용 장비 5. 구급장비에 필요한 구급용 장비 6. 구조장비를 중 구조대원의 안전 및 육체 보호를 위하여 필요한 개인용 장비 7. 제1항에 따른 장비의 구체적인 내용에 관하여 필요한 사항은 국민안전처장이 정한다. <개정 2014.11.19> | 국제구조대의 편성·운영에 관한 규정 | | |

図 10 法律の規定と当該規定関連下位規定の表³⁰⁾

法制処は、韓国法の情報だけでなく、国民や企業が必要とする外国法の情報調査と情報提供も業務としている。そのサービスは、次項のセンターから提供される。

(3) 「世界の法情報センター (World Laws Information Center)」のサービス

法令情報管理院が関与する第3の法情報提供サービスは、「世界の法情報センター」と呼ばれる。このサービス自体は、法制処から提供されているが、実質的な作業は法令情報管理院の受託事業として行われている。このサービスは、主として韓国のビジネス界の必要に対応するため、アラビア語圏を含む 80 以上の法域の法について、その法令の原語情報、その翻訳 (有料)、法令の要約、法令調査、ニュースレターを提供するほか、新規法令の追加や改正法令の情報を提供している³¹⁾。次の図 11 は、センターのホームページである。

30) <http://www.law.go.kr/lInfoP.do?lsiSeq=180485&lsId=011349&chrClsCd=010202&urlMode=lsEInfoR&viewCls=thdCmpNewScP#0000> 2017 年 1 月 31 日アクセス。

31) 国立国会図書館は、「外国の立法」という項目で日本語による情報提供を行っている。 <http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/legis/> 2017 年 1 月 31 日アクセス。



図 11 世界の法情報センターのホームページ³²⁾

例えば、次の図 12 で示すイギリス法に関する情報提供を見ると、イギリス法令名の韓国語訳リストが示され、利用者は、イギリス政府の法令情報提供サービス³³⁾ にリンクする形で英語による法令情報を利用できる。イギリス法令の改正履歴に関する情報は韓国語で提供され、最終更新日も示されている。

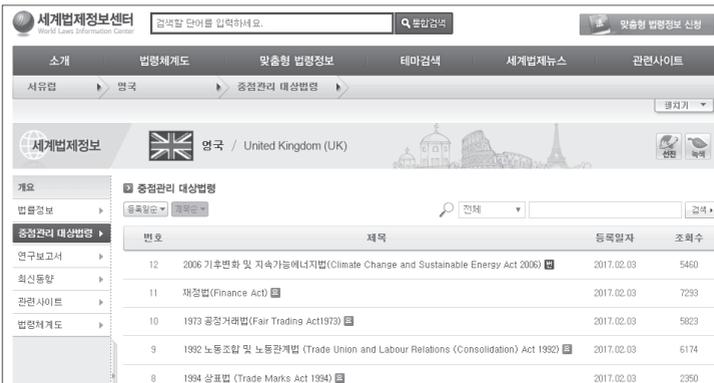


図 12 イギリス法に関する情報提供ページ³⁴⁾

32) <http://world.moleg.go.kr/> 2017 年 1 月 31 日アクセス。
 33) <http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2015/11?timeline=true> 2017 年 1 月 31 日アクセス。
 34) <http://world.moleg.go.kr/World/Nation/UK/priority> 2017 年 1 月 31 日アクセス。

（4）「学校の法（School Law）」のサービス

法令情報管理院が関与する第4の法情報提供サービスは、「学校の法」(School Law)、と呼ばれている³⁵⁾。法令情報管理院設置の主要目的事業の一つは、人々の生活に密接な関連のある法に関する情報を提供することである。子どもの教育に強い関心のある韓国では、教育のあらゆる面に関する法情報を提供し、国民が「学校の法」の理解を深めるシステムは、大きな意義がある。このシステムは、親子が一緒に学ぶことのできる教育システムをも組み込んでいるところに大きな特徴がある。次の図13の樹木に実っている4つの実は、「安全な学校」、「幸福な学校」、「楽しい農村学校」、「希望があふれる学校」と題されている。例えば、「安全な学校」では、情報が4つのタイプの利用者（「小学生」「中高生」「親」「学校関係の専門家」）に応じて内容を変えて提供されている。小学生には、図解や漫画による説明がされている³⁶⁾。このサービスの利用者は非常に多い。

提供対象とされる法情報は、「幸福な学校」では、教育格差や食卓教育など、「楽しい農村学校」では、教育格差の解消を目指す大学進学特別枠の説明、「希望があふれる学校」では、進学・留学情報、進路・適性、教育費や教育支援、申請書類など学校に関連する情報が幅広く収録されている。

35) 「核に関する法」 Nuclear Law というブログ・サービスも提供されている。
<http://blog.naver.com/klawinfo> 2017年1月31日アクセス。

36) http://schoolaw.lawinfo.or.kr/sub.asp?maincode=460&sub_sequence=478&sub_sub_sequence=484 2017年1月31日アクセス。



図 13 「学校の法」 ホームページ³⁷⁾

このサービスの最大の特徴は、4種類の利用者のそれぞれの必要と理解能力に応じた形で情報提供を行い、あわせて教育に関連する法について教育をしようとするところにある。例えば、ホームページには、「子ども法令検索士になりましょう」という勧誘があり、「Q&A」とe-book教材「親と一緒に見る子ども法令倉庫」への入口が設けられている。「Q&A」には、子ども法令検索士レベル1（1級から3級）、レベル2（4級から6級）、レベル3（7級から9級）の説明があり、質問と回答の選択肢が示され、正解はマークを選んで参照することができる。親子でこの「Q&A」を楽しみ、教材「e-book」を開いてみると、さまざまな話題についてイラストと簡単な説明で学ぶことができる。例えば下図e-book教材の20頁には、国家権力の三権に関する説明がイラスト入りで提供されている。その後、小学生や中高生が学校や近隣で体験することになる出来事、例えば、騒音、喫煙、いじめなどが解説され、法に関する理解を深める工夫がされている。

37) <http://schoolaw.lawinfo.or.kr/> 2017年1月31日アクセス。

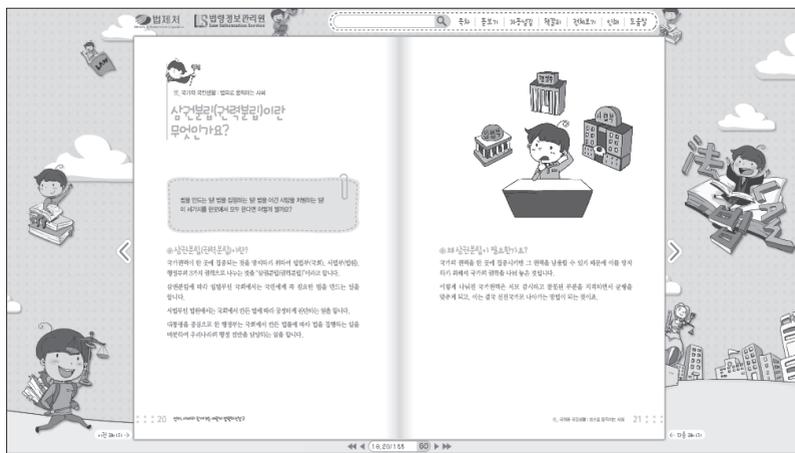


図 14 e-book 国家の三権分立の説明³⁸⁾

小学生用のページは、次の図 15 のように 4 コマ漫画のスタイルで学校内の出来事が紹介され、最後に質問があり、質問と解説を通して、親子で法についての理解を深めるという方法が採用されている。このように小学生から韓国法を親と一緒に学ぶという環境を提供し、この環境が有効に機能すれば、現在の小学生が成人した段階では、多くの国民が世代を越えて韓国法を理解し、スマートフォンなどを使って、自分の生活に必要な法情報を入手し、現行法に対する改善意見を述べ、法令情報、判例情報、その他韓国社会の運営に関係する各種の情報を積極的に活用する社会の到来が自然と期待できるはずである。「子ども法令検索士」や後に紹介する「子ども法制官」という発想は、その意味で優れた発想であり、教育を意識させないアプローチとして注目値する。

38) http://schoolaw.lawinfo.or.kr/USER_DATA/schoolaw/content/editor/ebook/JBook.htm
2017 年 1 月 31 日アクセス。



図 15 校内暴力を説明する漫画³⁹⁾

第 3 章 法令情報管理院の活動を支える組織

法令情報管理院が、国民のために法情報を提供するためにさまざまな試みをしていることは、以上に紹介した。次に、このような活動を可能にする背景を理解するため、法令情報管理院の組織について検討する。

法令情報管理院は、政府機関ではなく、公的な業務を行う法人格をもった組織である。法令情報管理院の設立は、政府機関である法制処の主導で行われた⁴⁰⁾。2011年5月に設立許可が与えられ、6月には法人登記が行われた。同年7月には、CHO Jung Chang 氏⁴¹⁾が初代院長に任命され、法令情報管理院は、現行韓国法令出版社に指定され、出版社としての登記も済ませた。2012年の1月からは、「国家法令情報センター」プロジェクトと「ワ

39) http://schoolaw.lawinfo.or.kr/sub.asp?maincode=470&sub_sequence=589&sub_sub_sequence=590 2017年1月31日アクセス。

40) 法令情報の提供及び管理等に関する規定(大統領令)と法制処所管の非営利法人の設立、及び監督に関する規則(首相令)

41) Cho Jung Chan (조정찬)氏は、32年間法制処で勤務し、法制処行政法制局長を経て、初代院長となった。Cho氏は、政府の憲法改正審議委員会、国会の憲法改正委員会などの委員を歴任している。

ンクリック、実用法」プロジェクトの運用を開始した。同年12月には、その公的な機能に着目して、「公職有關團體」⁴²⁾に指定されている。2015年5月に、第二代の院長としてHUH Chul氏⁴³⁾が任命された。

法令情報管理院は、院長を含む50名の職員で構成されており、そのサービスは、院長（President）の下にある法情報サービス部門（Law Information Service Department）、実用法サービス部門（Practical Law Service Department）、業務支援部門（Management Assistant Department）という3つの部門から提供される。次の図は、その組織図である。

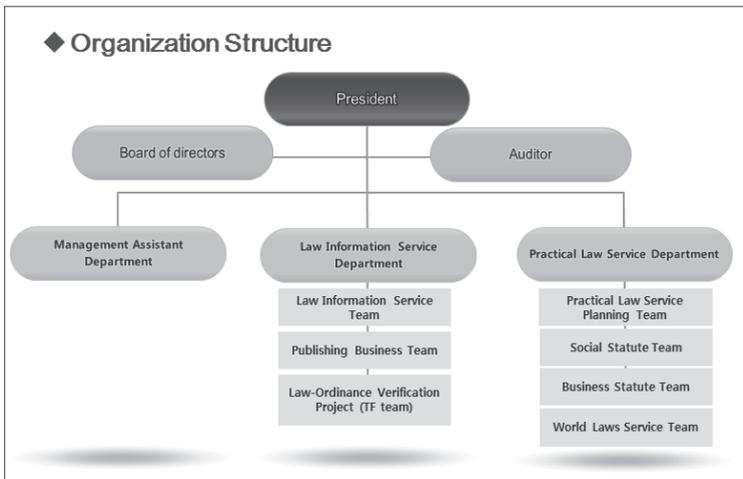


図 16 法令情報管理院の組織図⁴⁴⁾

法令情報管理院の法務情報を開発提供する研究職専門家になるためには、法学修士号あるいは法曹資格が必要である。同院の世界法制情報センターの研究職専門家となるためには、学士あるいは修士号に加えて、2年以上の現場経験が必要とされ、海外の留学経験がある研究職員が多い。次に、各部門の業務分担を見てみたい。

42) 「公共機関の運営に関する法律」

43) Huh Chul (허철) 院長は、外交官の経歴が長く、院長就任前には、駐シカゴ韓国総領事を経て、国際反テロリズム協力大使を務めている。

44) 法令情報管理院における2016年1月28日のプレゼンテーション資料“First Session Introduction to Law Information Service, Korea”のslide9から引用。

(1) 実用法 “Oneclick, Practical Law” サービスを支える組織

“Oneclick, Practical Law” サービスを担当する部門は、15名で構成され、3つのチーム（企画、社会関連法、ビジネス関連法）に編成され、それぞれチームリーダーが任命されている⁴⁵⁾。職員は、全員が調査研究能力を持った研究職専門家であり、企画部門に3名、社会関連法部門に6名、ビジネス関連法部門に6名が配置されている。

“Oneclick, Practical Law” サービスに関する企画立案は、このサービスに関わるすべての研究職専門家と法制処の担当官とが集まるワークショップで議論され、毎年1-2回開催されるこのサービス部門の全専門家による会議で当該年の計画が決定される。この会議では、サービスの中長期計画、当該年の重点項目、多言語で提供している情報追加の検討が行われる。同時に、すべての研究職専門家に対して新しい企画提案が要請される。また、随時、コンピュータシステムを管理運営している企業との検討会や講習会も随時開催される。このようなアプローチは、わが国で大型の研究プロジェクトを立案推進するアプローチに似ており、各研究者の自由な提案と工夫を奨励するこのような組織と業務運営体制がユニークな公的な法情報サービスの提供につながっていると考えられる。

(2) 国家法令情報センター（National Law Information Center）のサービスを支える組織

国家法令情報センターのサービスを担当する部門（法情報サービス部門）は、22名で構成され、3つのチームに組織されている。第1のチームは、法情報サービスチームであり、その内訳はリーダー1名、法令担当4名、行政規則担当2名、地方自治体の立法担当1名、コンピュータシステム担当2名である。第2のチームは、Law-Ordinance Verification Project チームで、チームリーダー1名と担当者4名である。第3のチームは、法令集などを出版する出版ビジネスチームであり、リーダー1名、担当者6名である。

このうち、第2のチームについては、補足説明が必要である。Law-Ordinance Verification Project は、韓国語では、“법령·자치법규사업단（法令·自治法規事業団）”である。法令·自治法規事業チームは、自治体の法情

45) ここに示す数字は、2016年の著者の訪問調査時に、法情報管理院から提供されたものである。

報をより多く国家法令情報センターのサービスに追加する計画に関わっている。国家法令情報センターのサービスには、上位の法が下位の法にどのように具体化されたのかを表示する機能がある。かつて、この機能は、法一施行令一施行規則までをカバーしたが、法制処の判断によって、さらに行政規則と地方自治体の立法をもカバーすることとなった。そのため、国家法と地方自治体の立法との関連付けを行い、その正確さを検証する作業が必要となった。このチームは、この関連付けと検証の作業を担当している。

国家レベルの法が上位法から下位法にどのように具体化され、さらにわが国の条例に相当するレベルの法にどのように関連しているのかを一覧表示する作業は、国民に法情報をわかりやすく提供しようという法制処・法情報管理院の政策の具体化である。国家法と地方自治体の法を連携させることに、5名もの研究職専門家を投入しているところに政策実現への強い意志を見出すことができる。

(3) 世界の法情報センター（World Laws Information Center）のサービスを支える組織

このセンターは、2004年に法制処内部に東北アジア法情報センターとして設置され、2006年に世界の法情報センターと改称され、2013年に法情報管理院に移管された組織である。法情報管理院の実用法サービス部門に属するチームとしてチームリーダーを含む7名の研究職専門家で構成されている。韓国人だけでなく、外国人専門家も含んでいる。

業務は、英米圏、アラビア圏、ロシア圏、フランス圏、中国圏、スペイン圏という分業になっており、80を越える法域の18,000件以上の法令に関する情報を提供している。その主要目的は、韓国ビジネスが海外で展開するための有益な情報提供であり、その観点から外国法令データの更新、外国法令の要約、外国法令の翻訳(有料)、法令情報の調査報告その他のサービスを提供している。

(4) 「学校の法」(School Law)のサービスを支える組織

教育を重視する韓国では、学校に関する法情報に関する関心は極めて強い。このサービスは、実用法“Oneclick, Practical Law”サービスを支える研究員が担当し、企画は、企画チームによって議論され、情報は年に4回更新されている。

第4章 国民の立法への参加を促す仕組み

上記のような法制処と法令情報管理院の活動は、法情報の提供を通じた民主的な行政の実現への貢献を主眼に置いているが、法令起案を行う法制処は、それに加えて立法への国民参加を促す試みを行っている。法制処のこの面の活動と法令情報管理院の活動とを総合的にみることによって、立法から法の適用・実施にいたるプロセス全体に対する韓国の民主化と国民参加に関わる政策理念を適切に理解することができる。

法制処は、「国民参加立法システム」⁴⁶⁾、「政府立法支援センター」⁴⁷⁾、「法令解釈」⁴⁸⁾、「法制教育ポータル」⁴⁹⁾という4つのシステムを直接運営している。この中でとくに注目すべきは、「国民参加立法システム」である。このシステムのホームページは、次の図17のとおりであり、韓国語だけで提供されている。



図17 国民参加立法システムのホームページ⁵⁰⁾

46) <http://community.klaw.go.kr/> 2017年1月31日アクセス。
 47) <http://www.lawmaking.go.kr/main> 2017年1月31日アクセス。
 48) <http://www.lawmaking.go.kr/n14li/lsItpStm/intro> 2017年1月31日アクセス。
 49) <http://www.lawmaking.go.kr/nplms/intro/introInfo> 2017年1月31日アクセス。
 50) <http://community.lawmaking.go.kr/gcom/main/> 2017年1月31日アクセス。

このページの主要見出しを邦訳すると次の図 18 となる。このページは、「国民参加立法」という試みの概要を解説し、法令改善のためのアイデアを国民から公募し、現行法令の不合理性に対する国民の批判を集め、国民から提示された意見を社会と広く共有し、優れた改善提案の例を示し、国民討論と立法活動とを本格的に連動させようという韓国政府の方針を明示している。このシステムが提供する「マイ・ページ」、「国民法制官」、「子ども法制官」等の仕組みは、法情報に対する国民の関心を高め、その積極的利用を支援することを目的としている。法令が自分の生活にとって不便であると考える国民は、誰でも下図の「立法提案（不便法令申告）」を使って意見を述べることができる。

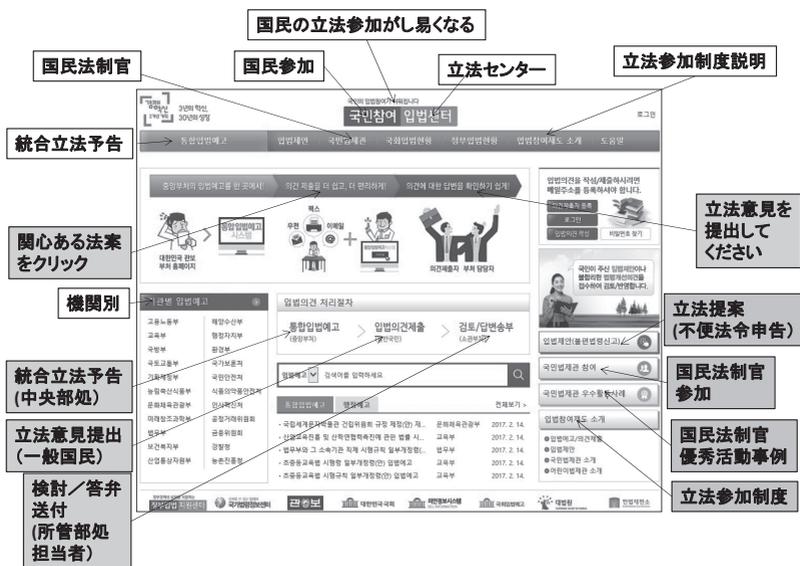


図 18 国民参加立法システムのホームページ（見出し項目の邦訳追加）⁵¹⁾

次の図 19 は、立法参加制度を説明するページである。そこでは、国民がその生活の現場から立法について具体的な意見を提案し、公務員が必要な

51) <http://community.klaw.go.kr/> 2017 年 1 月 31 日アクセス。

専門的知見や経験を補足して、完成度の高い法案を制定改廃するという発想が示されている。この発想は、「国民と共に作っていく先進法制」というモットーにまとめられている。このページでは、わが国の内閣法制局に相当する法制処の専門家（法制処法制官）と自発的に参加する国民（国民法制官）が対等の立場で描かれ、国民法制官が法令情報、法令審査、法令整備、法令解釈全般に、協力して関与するという観点が計画に示されている。

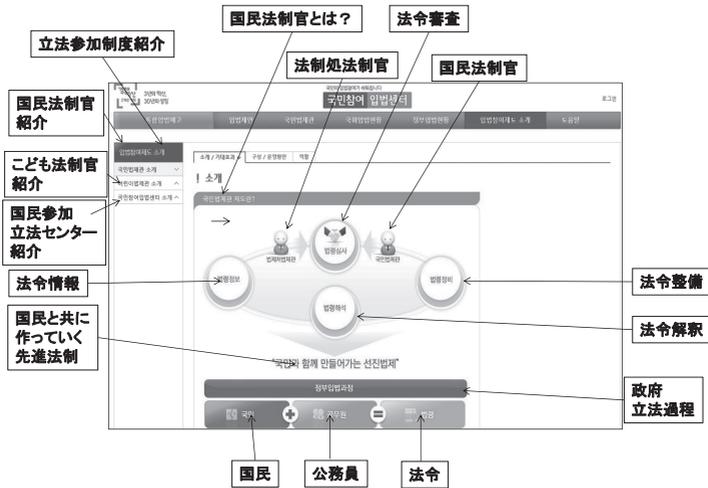


図 19 「立法参加制度説明」のページ（ページの主要部分を邦訳追加）⁵²⁾

図 19 のページの下部には、この制度導入の経緯が 4 段階で図示されている。まず、第一段階では、韓国では、頻繁な法令改正が行われているという現状認識があった。2010 年に行われた法令審査 1,619 件のうち、2 回以上改正された法令は 228 件であったという。法令に対する国民の満足度を見てみると、2010 年には、国民から見て、適切ではなく、不便であるとされた法令として 229 件が指摘された。第二段階は、「国民不便法令」が制定されてしまった原因の分析である。原因として、(1) 法令の制定時に世論を十分反映することができなかったこと、(2) 法の執行現場で実態

52) <http://community.lawmaking.go.kr/gcom/plo/introduce> 2017 年 1 月 31 日アクセス。

法制処は、年に2回（1月と6月）国民法制官を募集し、自薦、推薦の候補者の中からおよそ200名が任命される。任期は、2年であり、毎年一定数が交代する仕組みになっている。推薦の場合、法制処は、「法律一般」、「福祉」、「労働」、「交通」、「教育」などの領域ごとに専門家を推薦している。国民法制官には、法制処のニュースレターなど情報提供が行われる。

さて、法令の改善提案や法制討論に参加しようとする国民は、図18のページ右側にある「ログイン」をクリックして、関係するページに入ることができる。「法令の改善提案」や「法制討論」に参加しようとする国民は、自分の識別情報を入力して（つまり、自分が誰であるかを特定して）関係するページに入ることが求められる⁵⁴⁾。つまり、改善提案は、ウェブの画面上は誰の提案であるかは、特定できない処理がされているが、実際には、誰がどのような提案をしているかを特定することが可能である。

ログインすると、次の図21のような法令改善提案の画面となる。ここでは、提案の一覧が表示される。提案者の氏名は一部が省略されており、この画面上では、本人特定ができない工夫がされている。提案内容は、提案者と提案先の担当者が見ることができる。提案者は、いつでも提案を変更することができる⁵⁵⁾。

54) 韓国では、公的機関の提供するウェブサイトへ書き込みをするには、実名の確認が必要である。外国人は、外国人登録番号による実名確認が行われる。同じように、携帯電話の利用には、自分自身を特定する識別情報が必要である。「国民参加立法システム」の中の「法令の改善提案」に入るためには、携帯電話を使ってパスワードを受け取り、3分以内にログインする必要がある。

韓国における実名制の法的問題点については、金光石「インターネット上の実名制に関する憲法学的考察（一）、（二・完）—韓国における公職選挙法と情報通信網法を素材に—」『法政論集』（名古屋大学）243号（2012年）1頁及び252号（2013年）193頁参照。

55) 図21のページは、最近デザインが変更された。変更前は、提案に鍵のマークがついているものとそうでないものがあり、鍵マークがない場合には、「法令の改善提案」にログインした人々は、提案の内容だけでなく、その内容に対する法令担当者の回答内容を参照することができ、自分の意見をツイッター、フェイスブックその他の方法で発信することができた。

| No. | 제목(제안명) | 제안자 | 제안일자 | 추진현황 |
|------|--|-----|---------------|------|
| 2706 | 주력정책대차보조법 (주력업무대차보조법) | 안*현 | 2017. 2. 7. | 의견제출 |
| 2705 | 직무분담보상금 소득세 | 김*숙 | 2017. 1. 19. | 의견제출 |
| 2704 | 도시방안물류단지 입건사업자 지정 신청 및 주력법 주력건설계회사업승인 의제에 관한 건 (물류사업의 경쟁 도 모범에 관한 법률) | 송*수 | 2017. 1. 19. | 의견제출 |
| 2703 | 기간제 및 단시간근로자 보호 등에 관한 법률과 공동주택관리법의 상충에 대한 의견 (기간제 및 단시간근로자 보호 등에 관한 법률) | 김*지 | 2017. 1. 18. | 의견제출 |
| 2702 | 건축법 및 건설산업기본법 중 개정내용 의견제출 (건설산업기본법) | 김*수 | 2017. 1. 9. | 의견제출 |
| 2701 | 통합건축물대장의 표기 및 건축물현황도 발급방위에 관하여- (건축물대장의 기재 및 관리 등에 관한 규칙) | 조*숙 | 2017. 1. 6. | 의견제출 |
| 2700 | 시각 장애인 정보 제공 서비스를 의무화하는 법 제정 | 이*성 | 2016. 12. 25. | 의견제출 |
| 2699 | 놀이업체정보법 시행령 개정요청 (놀이업체정보법 시행령) | 한*은 | 2016. 12. 25. | 의견제출 |
| 2698 | 사학재무회계규칙개정안을 발제해주세요 | 백*만 | 2016. 12. 23. | 의견제출 |

図 21 改善提案の一覧⁵⁶⁾

政府の立法作業の状況は、提案者自身に連絡されるだけでなく、国民も立法作業の状況を知ることができる。次の図 22 には、中央に棒グラフがある。この棒グラフは、すでに提出された改善提案 403 件について、政府側が現在どのような対応をしているかを報告するものである。韓国では、所管官庁が意見を検討し、法改正する場合には、原案を用意する。用意された原案は、法制処の審査に回され、その後国会に提出されるという手順になる。棒グラフは、11 件が所管官庁において検討起案中、26 件が起案済み、9 件が法制処審査中、256 件が国会に提出中、101 件が国会審議を終えて公布済みであることを示している。

56) <https://community.lawmaking.go.kr/opnMgt/prp/opn/myList> 2017 年 1 月 31 日アクセス。



図 22 法令の改善提案に対する対応状況の報告⁵⁷⁾

優れた改善提案を国民に示すことは、改善意見の質を向上させることにつながるだけでなく、立法参加に関心のある国民の動機づけを強めることにもつながる。そのため、優れた改善提案を例示する作業が行われている。改善意見が採用された場合、その成果を公表することは、提案者への感謝と国民の立法参加の意義を示すことにつながる。例えば、次の図 23 で示すページは、「優秀活動事例」を集めて公表している。



図 23優れた法令の改善提案の例示⁵⁸⁾

57) <http://www.lawmaking.go.kr/main> 2017年1月31日アクセス。
 58) <https://community.lawmaking.go.kr/notice/best/list> 2017年1月31日アクセス。

「専門的な参加を支援する法制官コミュニティ」は、法的専門訓練を受けていない国民や子どもが法令改正の要点やアイデアを提案し、それを具体的な法令の改善につなげるための仕組みである。例えば、本人認証を済ませて「子ども法制官」に入ると、次の図 24 に示すページが現れて子どもによる法令改善提案を参照することができる。

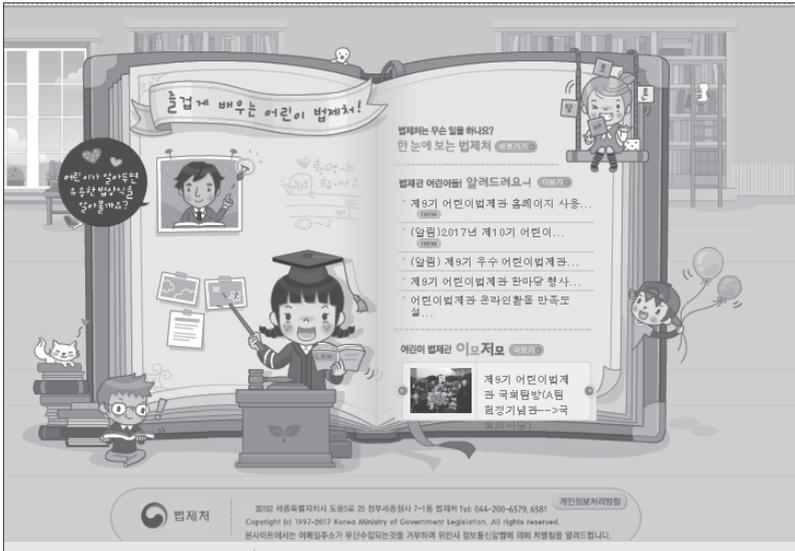


図 24 子ども法制官のページ⁵⁹⁾

子ども法制官になりたいと思う子どもたちは、子ども法制官のウェブサイトから申し込みをする。申し込んだ希望者の中から無作為抽出方法で1,300人の子どもが任期一年の「子ども法制官」に任命される。子ども法制官は、各種の行事に参加し、ネット上で意見を述べる資格が与えられる。子ども法制官としての活動は、学校の学習記録に記載され、進学時にも参照される。任期終了時には、修了証が与えられ、法制処の長官は、優れた活動を行った子ども法制官を表彰する。

59) <http://www.moleg.go.kr/child/> 2017年1月31日アクセス。

研究報告

こども法制官の提案は、次の図 25 のようにリストで表示され、提案については、10 日から一か月の間に担当者から回答が寄せられ、改善につながった提案については、どのような改善が行われたのかをさらに報告するやり方が採用されている。

| 번호 | 제목 | 상태 | 등록일 | 글쓴이 |
|------|-------------------|-----|------------|-------|
| 9698 | 자율차 타면서예 스마트폰 | 처리중 | 2017-02-13 | 최 * 희 |
| 9687 | 바다여 | 접수 | 2017-02-13 | 문 * 민 |
| 9686 | 기고기 식용 금지 | 접수 | 2017-02-09 | 정 * 영 |
| 9685 | 중립배경 | 접수 | 2017-02-04 | 김 * 은 |
| 9684 | 시 | 접수 | 2017-02-03 | 박 * 우 |
| 9680 | 경년의 필자리 | 접수 | 2017-02-03 | 오 * 은 |
| 9682 | 스마트폰 | 접수 | 2017-02-03 | 오 * 은 |
| 9681 | 공항 이홍철씨 어린이 우선 탑승 | 접수 | 2017-02-03 | 김 * 민 |
| 9680 | 필자리 부족 | 접수 | 2017-02-03 | 두 * 정 |
| 9629 | 아이디어 | 접수 | 2017-02-03 | 두 * 정 |

図 25 こども法制官による改善提案リストのページ⁶⁰⁾

以上、検討したように、韓国では、立法案や現行法令について、国民の改善意見を受け付けて、政府省庁の担当者がきちんと対応する仕組みが用意され、利用されている。事実上、提案者を特定できるにもかかわらず、国民からの改善提案がかなりの数にのぼっていることは注目すべきであろう。国民からのフィードバックを受けるという点では、法令情報の提供についても明確に意識されていることはすでに述べた通りである。このことは、法に関連する情報をデジタル化して社会に提供する場合、これまでの

60) <http://www.moleg.go.kr/child/square/lawNecessary> 2017年1月31日アクセス。

ように立法府を通過した法令をそのまま公開したり、裁判所の判例をそのまま公開したりするだけでなく、法情報の国民によるより積極的な利用を支援するためのさまざまな取組が十分可能であることを実際に示して見せたところに、法制処と法令情報管理院の試みの大きな意義がある。

第5章 わが国における国民のための法情報の提供

最後に、韓国の法制処と法令情報管理院を中心とする国民のための法情報提供の試みの調査から、わが国における法情報の提供のあり方について得られる示唆を簡単に8つ指摘しておきたい。

まず、国民から見れば、毎日更新される最新の法令情報が無償で提供されることの意義は大きい。わが国の立法情報は官報によって公布されるが、最新の官報を参照しても、多くの場合、立法後の最新の法文は入手できない。官報は、法改正の場合、改正する部分について、どのように法文を変更するかを記述するだけだからである。最新の法文を知るには、官報の情報を使って、旧法文を新法文にする作業をしなければならない。韓国では、最新の法文がすでに提供されている。わが国の「法令データ提供システム」は、最新の法文をかならずしも提供するわけではない。2017年度から導入される「法制執務業務支援システム」によって、韓国の法令情報提供サービスに相当するサービスが始まる予定⁶¹⁾だが、最新の法令情報を提供する韓国の試みはさまざまな形で参考にすることができる。

第二に、わが国の「法令データ提供システム」に相当する韓国の「国家法令情報センター」のウェブページは、国民が必要とする法令、条約、判例、国会議事録、立法情報、自治体例規の他、国民に分かりやすく法情報を提供する複数のウェブサイトを網羅し、必要とするすべての法情報を国民が参照でき、参照先のページから「国家法令情報センター」のウェブページにいつでも戻ってくることのできる機能を備えている。「国民が容易に自らの権利・利益を確保実現できるよう」とするという司法制度改革審議会の掲げた理念からすると、わが国の法情報提供の質を高めるため、韓国の情報提供の発想を参考にして国民のための法情報センターの導入を考えてもよい。

61) 例えば、読売新聞2016年9月25日付朝刊記事「法令データベース更新」参照。

第三に、韓国の「国家法令情報センター」は、上位法が下位の法にどのように具体化されているのかという情報を国家法と自治体の法を対象にして、横断的に提供している。法の利用者からすると、上位の抽象的な法文ではなく、最下位のもっとも具体的な法文が自分の日常生活に直結していることが稀ではない。そうであるとすると、韓国のこのサービスは、政府による今後の日本法の情報提供サービスの中で提供を考えてよいものであろう。

第四に、韓国では、国民だけでなく、外国人にも日常生活に必要な法情報を多言語で分かりやすく言い換えて提供し、必要があれば、韓国法の原典あるいはその外国語訳を参照できる環境を提供している。法文自体を読んで理解できる人は限られている。国民にも外国人にもわかりやすく、気配りのきいた法情報提供を提供する可能性もわが国でも考えてよいのではないか。

第五に、国民や外国人に分かりやすく法情報を提供する場合、分かりやすさや便利さについて、利用者のフィードバックをうける仕組みの重要性である。法情報を分かりやすく提供する場合、その情報が正確かどうか、本当に分かりやすいかどうか、有益かどうかは、真剣に検討し、内容を向上させる仕組みが必要である。利用者の声を集め、法情報の内容の向上を継続的に行う韓国の仕組みは、多くの示唆を与えてくれる。

第六に、法令の数は多くても、国民がその法令情報のすべてを必要とするわけではない。国民を複数の利用者のタイプに分類し、それぞれのタイプの国民が必要とする法情報をまとめて提供することによって、国民の法情報の活用を支援することができる。わが国でも官公庁では、利用者に必要な情報をまとめて提供している。わが国の官公庁の情報提供サービスをより有機的に関連付けて、類型化された利用者のタイプに応じた情報提供に努めることも検討してよい。

韓国の「学校の法」は、学校に関係する生徒、教師、父兄、専門家が必要とする情報を利用者のレベルに応じて丁寧提供し、広く利用されている。この種の国民的関心事に関する法情報を統一的に提供する可能性もわが国で試みる価値がある。

第七に、小学生の時から法情報を調べ、法について発言する経験をもつことのできる機会を提供する試みも有望である。韓国の「こども法令検索

士」や「こども法制官」の仕組みは、親子で学ぶ法という要素ももっていて、こどもが法情報に触れるだけでなく、親も法の理解を深めるという長期的視野に立っている。わが国でも「法教育」が推進されている⁶²⁾が、韓国流のアプローチもその参考になる。

第八に、韓国では、各法令に担当部署の電話番号を付記したり、国民法制官の制度を設けたり、「国民不便法令申告」のような形で継続的に国民の関与と批判を受ける仕組みが設けられている。わが国の立法作業、とりわけ内閣提出法案の立法作業は、審議会などの仕組みを通して厳密にプロセス管理が行われており、パブリックコメントの制度はあるものの、韓国のように各法令や法案に対して国民が直接発言する機会は多く提供されていない。可能な範囲で国民の注目を継続的に法に向けてもらうことも法制度の健全な発展という観点からは、重要である。

[本調査研究は、科学研究費基盤研究（S）「漢字文化圏におけるわかりやすい法情報共有環境の構築」2011-2016 および、特別経費「電子立法支援システムを基盤とした法令情報の国際発信・共有のための法学・情報科学の融合研究の推進－多言語法情報基盤構築のための研究・開発－」の成果の一部である。]

62) 例えば、法務省の試みについては、次のページを参照。

<http://www.moj.go.jp/housei/shihouhousei/index2.html> 2017年2月28日アクセス。

法教育フォーラムのページでも、わが国のアプローチを知ることができる。

<http://www.houkyouiku.jp/about.html> 2017年2月28日アクセス。

